

議案第57号

鳥取県港湾管理条例の一部改正について

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			
別表第1（第5条関係）			
1 港湾施設用地以外の港湾施設			
港湾施設の種類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額
岸壁及び物揚場	略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	1隻につき1日	820円
		1隻につき1月	8,200円
		1隻につき1年	82,000円

改正前				
別表第1（第5条関係）				
1 港湾施設用地以外の港湾施設				
港湾施設の種類	区 分	使 用 料		
		単 位	金 額	
岸壁及び物揚場	略			
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	長さが10メートル未満の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,500円
			1隻につき1月	15,000円
			1隻につき1年	150,000円
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	長さが10メートル以上の船舶を係留するとき。	1隻につき1日	1,800円
			1隻につき1月	18,000円
			1隻につき1年	180,000円

鳥取港 のマリーナ港区に隣接する 棧橋以外 の棧橋を使用する 場合	長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	6,500円
		1区画につき1年	65,000円
	長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	8,200円
		1区画につき1年	82,000円
	長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	7,400円

鳥取港 のマリーナ港区に隣接する 棧橋以外 の棧橋を使用する 場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円
		1隻につき1年	80,000円
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,000円
		1隻につき1年	120,000円
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	15,000円
		1隻につき1年	150,000円
長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1月	18,000円	
	1隻につき1年	180,000円	
	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,400円
		1隻につき1年	84,000円

ボート パーク	鳥取港 のマリーナ港 区に隣 接する 栈橋を 使用す る場合	設を使用する場 合	1区画に つき1年	74,000円
		長さが6メート ル以上8メート ル未満の係留施 設を使用する場 合	1区画に つき1月	9,900円
			1区画に つき1年	99,000円
	鳥取港 のマリー ナ港 区内の 陸上保 管施設	長さが6メート ル未満の船舶用 の陸上保管施設 を使用する場合	1区画に つき1月	3,700円
			1区画に つき1年	37,000円
		長さが6メート ル以上8メート ル未満の船舶用 の陸上保管施設 を使用する場合	1区画に つき1月	5,000円
1区画に つき1年	50,000円			

ボート パーク	鳥取港 のマリー ナ港 区に隣 接する 栈橋を 使用す る場合	長さが6メート ル以上8メート ル未満の船舶を 係留する場合	1隻につ き1月	12,500円
			1隻につ き1年	125,000円
		長さが8メート ル以上10メート ル未満の船舶を 係留する場合	1隻につ き1月	15,700円
			1隻につ き1年	157,000円
		長さが10メート ル以上の船舶を 係留する場合	1隻につ き1月	18,800円
			1隻につ き1年	188,000円
鳥取港 のマリー ナ港 区内の 陸上保 管施設	長さが6メート ル未満の船舶を 保管する場合	1隻につ き1月	4,200円	
		1隻につ き1年	42,000円	
	長さが6メート ル以上8メート ル未満の船舶を 保管する場合	1隻につ き1月	6,250円	
		1隻につ き1年	62,500円	

	を使用 する場 合	長さが8メー トル以上の船舶用 の陸上保管施設 を使用する場合	1区画に つき1月	6,300円	を使用 する場 合	長さが8メー トル以上10メー トル未満の船舶を 保管する場合	1隻につ き1月	7,850円	
			1区画に つき1年	63,000円			1隻につ き1年	78,500円	
		略				略			
2 略					2 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県港湾管理条例別表第1のボートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合の長さが6メートル未満の船舶を係留する場合に該当して使用料の額が1隻につき1年84,000円であっ

た者であって、施行日以後に改正後の鳥取県港湾管理条例別表第1のボートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋を使用する場合の長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合に該当して使用料の額が1区画につき1年99,000円となるものに係る使用料の額については、平成26年3月31日までの間、改正後の鳥取県港湾管理条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。

- (1) 平成23年5月1日から平成24年3月31日まで 1区画につき1年84,000円
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1区画につき1年89,000円
- (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 1区画につき1年94,000円